

広島県水道広域連合企業団告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 5 年 4 月 1 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

ひろぎんクレジットサービス株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地

広島県広島市中区紙屋町一丁目 3 番 8 号

2 指定をした日

令和 5 年 3 月 10 日

3 指定納付受託者に納付させる収入

三次市水道事業におけるクレジットカードを利用した、水道の使用に係る料金等及び三次市から広島県水道広域連合企業団が受託した下水道使用料等